

令和4年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	フレイル対策支援事業		
予 算 額	29,800 千円	新規・充実・継続の別	充実
担 当 課	健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課(222－3419)		
[事業実施に至る経過・背景など]			
団塊の世代の方が75歳以上となる2025年に向け、要介護に至る前の心と体の活力が低下した状態であるフレイル状態（全身の虚弱）の方を早期に把握し、早い段階から状態改善に向けた取組を行うことで、健康な状態に回復していただけるよう、本市のフレイル対策・介護予防の取組を一層強化していく必要がある。 京都市では、令和元年度からフレイル対策モデル事業（以下、「モデル事業」という。）において、地域介護予防推進センターの支援のもと、地域の住民が主体となって介護予防に取り組む自主グループ等（高齢者の「通いの場」）に対して、管理栄養士や歯科衛生士等の医療専門職を派遣し、医療専門職連携による支援を通じて総合的なフレイル対策が推進されるよう取り組んできた。モデル事業については、体力測定値の維持・向上など、支援による効果を確認する中で段階的に対象地域を拡大してきており、取組を通じて医療専門職派遣の仕組みづくりや体力測定値のデータ集約の仕組みづくりなどを進めてきた。			
[事業概要]			
これまでモデル事業実施地域（7行政区）で構築してきた、高齢者の「通いの場」に対する医療専門職連携による支援等の仕組みを<u>全行政区</u>に拡大し、以下の取組を通じて総合的なフレイル対策を推進する。 (1) 栄養や口腔機能に関する内容も含めた体力測定の実施、健康課題の分析等（フレイルに係る質問票、肉や魚などの食品群の摂取状況の調査、滑舌のチェック、握力等に関する測定、体力測定値等のデータを踏まえた健康課題の分析など） (2) 医療専門職連携による支援等（管理栄養士による低栄養の予防に関する講座、歯科衛生士によるお口の体操指導、体力測定値等を踏まえた医療専門職による個別相談、医療専門職間での支援に係る情報やノウハウの共有など） 実施にあたっては、新しい生活スタイルの実践を踏まえ、自宅でも実践可能なフレイル対策などの情報提供にも取り組んでいく。			
[参 考（他都市の状況・事業効果など）]			

令和4年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	介護基盤等整備助成			
予 算 額	275,600 千円	新規・充実・継続の別	継続	
担 当 課	健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課(213－5871)			
[事業実施に至る経過・背景など]				
これまでから、高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域で、いきいきと健やかに暮らせる「健康長寿のまち・京都」の実現に向けて、「京都市民長寿すこやかプラン」に基づき、介護サービス基盤の充実など必要な介護サービスの供給量の確保に取り組んでいる。				
[事業概要]				
令和4年度は、第8期京都市民長寿すこやかプラン（計画期間：令和3年度～令和5年度）に定める整備目標の達成に向け、介護施設等の整備助成を行う。				
《整備助成を行う介護施設等》 ※ 詳細は別紙のとおり				
特別養護老人ホーム（広域型3箇所）・・・・・・・・3箇所				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所・・・・・・・・1箇所				
特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護のための改修・・・・・・・・3箇所				
《第8期プラン（計画期間：令和3年度～令和5年度）整備目標》				
施設種別	令和2年度末 (実績)	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
特別養護老人ホーム	6,763人	6,883人 (+120人)	6,993人 (+230人)	7,103人 (+340人)
※（ ）内は令和2年度末からの増加数				
[参 考（他都市の状況・事業効果など）]				
第8期京都市民長寿すこやかプラン（計画期間：令和3年度～令和5年度）における特別養護老人ホーム整備状況				
令和5年度末 整備目標 7,103人				
整備実績（見込） 6,972人（目標対比：98.2%）				

○特別養護老人ホーム整備助成

区分	施設名称又は箇所数	定員	場所
新設	広域型1箇所分	100人分 (短期入所10人分併設)	—
新設	京都山科すみれ園(仮称)	120人	山科区四ノ宮芝畑町
新設	特別養護老人ホーム宝生苑	29人→89人(増床)	伏見区桃山町山ノ下

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所整備助成

区分	施設名称	場所
新設	シニアみまもり隊 大宮(仮称)	下京区高辻大宮町

○特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護のための改修支援

施設名称	場所
京都市柊野特別養護老人ホーム	北区上賀茂馬ノ目町
ヴィラ上賀茂	北区上賀茂中ノ河原町
京都市東九条特別養護老人ホーム	南区東九条西岩本町

令和4年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援																	
予 算 額	61,300 千円	新規・充実・継続の別	継続															
担 当 課	健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課(213－5871)																	
【事業実施に至る経過・背景など】 これまでから、高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域で、いきいきと健やかに暮らせる「健康長寿のまち・京都」の実現に向けて、「京都市民長寿すこやかプラン」に基づき、介護サービス基盤の充実などに取り組んでいる。																		
【事業概要】 高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修や施設の老朽化に伴う大規模修繕等に係る経費を助成する。 また、介護現場の生産性向上を推進するため、介護施設等の大規模修繕の際に併せて行うＩＣＴの導入に係る経費についても助成する。																		
《整備助成内容》 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援・・・4箇所 (うち3箇所はＩＣＴ導入に係る経費助成を含む)																		
<table><tr><th>施設名称</th><th>場所</th><th>備考</th></tr><tr><td>洛和グループホーム 二条城北</td><td>上京区吉野町</td><td>ICT 導入含む</td></tr><tr><td>洛和グループホーム 山科鏡山</td><td>山科区北花山河原町</td><td>ICT 導入含む</td></tr><tr><td>洛和グループホーム 山科西野</td><td>山科区西野広見町</td><td>ICT 導入含む</td></tr><tr><td>小規模多機能型居宅介護事業所山ノ内</td><td>右京区山ノ内宮前町</td><td>－</td></tr></table>				施設名称	場所	備考	洛和グループホーム 二条城北	上京区吉野町	ICT 導入含む	洛和グループホーム 山科鏡山	山科区北花山河原町	ICT 導入含む	洛和グループホーム 山科西野	山科区西野広見町	ICT 導入含む	小規模多機能型居宅介護事業所山ノ内	右京区山ノ内宮前町	－
施設名称	場所	備考																
洛和グループホーム 二条城北	上京区吉野町	ICT 導入含む																
洛和グループホーム 山科鏡山	山科区北花山河原町	ICT 導入含む																
洛和グループホーム 山科西野	山科区西野広見町	ICT 導入含む																
小規模多機能型居宅介護事業所山ノ内	右京区山ノ内宮前町	－																
・補助率：定額 ・補助額：大規模改修（上限 7,730 千円～15,400 千円） ＩＣＴ導入（上限 420 千円×定員）																		
【参 考（他都市の状況・事業効果など）】																		

令和４年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	救護施設整備助成		
予 算 額	408,000 千円	新規・充実・継続の別	新規
担 当 課	生活福祉部 生活福祉課(251－1175)		
[事業実施に至る経過・背景など]			
生活に困窮された方が抱える課題の多様化や複雑化への対応に加え、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う景気・雇用の悪化や、孤立・孤独が社会的な問題となる中、こうした様々な事情により日常生活を営むことが困難な方の自立を支援する救護施設の役割が非常に重要となっている。 このため、市有地を活用した民設民営による救護施設の整備を令和4年度から開始する。			
[事業概要]			
本市のセーフティネットの強化を目的に、救護施設の整備助成を行う。			
1 スケジュール 令和3年度 整備及び運営事業者決定 令和4年度 整備開始（地域住民への説明会後に整備に着手） 令和5年度 運営開始			
2 場所 京都市伏見区日野西川頬4－10， 4－11（「醍醐和光」敷地内）			
3 施設概要 定員 80名 敷地面積 約2，677.0㎡			
[参 考（他都市の状況・事業効果など）]			
・ 本市の福祉事務所における、他府県の救護施設への入所措置状況 97名（令和3年12月末現在） ・ 政令指定都市における救護施設の整備状況 17都市で整備済み（令和3年12月末現在）			

令和4年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	HPVワクチンの予防接種勧奨再開		
予 算 額	1,476,000 千円	新規・充実・継続の別	新規
担 当 課	医療衛生推進室 医療衛生企画課(222－4421)		
[事業実施に至る経過・背景など]			
予防接種法第8条において、市町村長は、A類疾病に係る定期の予防接種（子どもの予防接種）について、予防接種を受けることを勧奨する旨が定められている。 ヒトパピローマウイルス感染症（HPV）ワクチン（子宮頸がんの原因を予防。以下「HPVワクチン」という。）については、平成25年4月から定期接種化され、個別通知により接種勧奨を行っていたが、接種後に重篤な症状を呈している事例が全国的に見られたことから、同年6月14日、厚生労働省から全国の市町村に対して、積極的な勧奨は当面の間行わないよう勧告が発出され、以降、勧奨の差控えが続いている状態であった。 その後、厚生労働省の審議会において、継続的にHPVワクチンについての議論が行われ、最新の知見を踏まえ、改めてHPVワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると判断されたことから、令和3年11月26日付けで、厚生労働省から、積極的勧奨の差控えを終了する旨の通知が発出された。 なお、積極的勧奨を中止していた期間においても、定期の予防接種は実施していた。			
[事業概要]			
積極的勧奨の差控えが終了したことに伴い、HPVワクチンの予防接種を促進するため、国の通知内容に基づき、定期接種対象者に個別通知を送付する。また、国の審議会において、過去に積極的勧奨を受ける機会を逸した方（平成9年度～平成17年度生まれの女性）についても、接種を希望する方が定期接種として接種できるよう令和6年度末まで接種可能とする救済策が取りまとめられたことから、個別通知を送付する。 1 定期接種対象者（小学校6年生～高校1年生相当の女子） 標準的な接種対象年齢に当たる中学1年生相当の女子に対して、個別通知を実施する。これに加えて、これまで個別勧奨を受けていない定期接種対象年齢の最終学年である高校1年生相当の女子に対しても、個別通知を送付する。 なお、令和4年度に個別通知の送付対象とならなかった方についても、同年度に予防接種を受けることは可能である。 2 過去に積極的勧奨を受ける機会を逸した方 平成9年度～平成17年度生まれの女性に対して、国が定めた救済対象期間である令和6年度末までに、接種を希望される方が接種できるように、順次個別通知を送付する。			
[参 考（他都市の状況・事業効果など）]			
○本市のHPVワクチン接種件数			
令和元年度 813件、令和2年度 2,906件			
令和3年度 4,852件（11月末時点）			

令和4年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	避難行動要支援者に係る個別避難計画作成推進事業		
予 算 額	9,000 千円	新規・充実・継続の別	新規
担 当 課	保健福祉部 保健福祉総務課（222－3366）		
[事業実施に至る経過・背景など]			
近年頻発する豪雨災害において、多くの高齢者が被害に遭い、障害者の避難が適切に行われなかった事例があり、災害時の避難支援等を更に実効性のあるものとするためには個別避難計画の作成促進が重要であることから、令和3年5月の災害対策基本法の改正（以下「改正法」という。）により、避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成について、市町村の努力義務とされた。 内閣府が示す「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」において、計画作成に当たっては、避難行動要支援者名簿に登載された方のうち、市町村が作成の優先度が高いと判断した者について、改正法施行後から概ね5年程度で作成に取り組むこととされている。 また、計画の作成に当たっては、ケアプラン作成等に合せて計画作成することが効果的であるとともに、日頃から避難行動要支援者本人の状況をよく把握し、信頼関係も構築できている、福祉専門職の参画が重要とされている。 本市においては、令和元年度から単身の重度障害者を対象として、一部地域でモデル的に個別避難計画の作成に取り組んできたが、令和4年度以降、国の指針等を踏まえ対象を拡大し、取組を進めていく。			
[事業概要]			
災害時の避難支援を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者の中でも、災害時のリスクが高く、特に支援を要する方を「優先度の高い方」として令和4年度から7年度にかけて計画作成に取り組む。 なお、令和4年度については、先行実施地域（各区・支所ごとを予定）を選定しその地域の中で優先度の高い方の計画作成に取り組む。 ○優先度の高い方（以下の要件全てに該当する方）（対象者数：約7，400人） ①要介護3以上、又は、障害支援区分4以上の方（身体的条件） ②土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、浸水想定3m以上の区域に居住する方（地理的条件） （※上記に該当しない避難行動要支援者の方については、本人や家族等で自ら計画を作成されるよう周知等の働きかけを行う。） ○計画作成手法等 優先度の高い方の計画の作成にあたっては、居宅介護支援事業所及び相談支援事業所の福祉専門職においてケアプラン作成等と併せて、本人や家族と共に個別避難計画を作成する（福祉専門職における計画作成報酬：1件当たり7千円の支払いを予定）。 作成した計画については、本人からの同意を得て、行政、福祉専門職、避難支援者等の関係者と共有を図る。			
[参 考（他都市の状況・事業効果など）]			
令和3年度国予算において、モデル事業を実施（全国34都市）。			